

○財務省告示第五十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十七年一月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十四回、第二百二十七回、第三百十一回、第三百三十八回、第四百十四回及び第五百十回）、利付国庫債券（三十年）（第十四回、第十五回、第十七回、第二十四回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十五回、第三十七回、第四十回、第四十一回、第四十二回及び第四十四回）及び利付国庫債券（四十年）（第六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同			

五 募入決定の  
 六 発行額  
 七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行行  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過利  
 の 払込み

じ。を競争に付して行われる入  
 札に よる 発行 利率 差 の 小  
 各 申 込 み の か ら そ の 応 募 額 を 順 次  
 さ い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次  
 割 り 当 て る 。  
 額 面 金 額 で 二 千 九 百 九 十 六 億 円  
 三 千 四 百 八 十 億 七 千 二 百 六 十 四  
 万 八 千 円  
 五 万 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最も額の金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。平成二十七年一月二十日  
 平成二十七年一月二十日  
 発行対象国債のごとに、面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 式に、払込金額を加え、次の算  
 式により算出された金額を払込  
 期日に行い、償還の金額を、の  
 各発行対象国債の面利率の、  
 総額×各発行対象国債の前日  
 100×各日発行の発行日か、  
 支規に、利子を支払合には、  
 日

十四  
利  
子

十五  
十六  
十七

償還金の期限  
償還の金額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象の利

(二)

発行時に  
係る所得  
の振替口座  
に記入する  
額は、前記  
の計算式に  
よるに、算  
金に百分の  
乗じられた  
債権発行時  
に非居住者  
がある場合に  
あつては、  
居住者又は  
居る者によ  
り算出する  
金額に、所  
得税の控除  
を受けるに  
あつては、  
受ける金額  
に、控除す  
る税額を乗  
じた金額を  
得る。

第十号に規定する発行の期  
日、又は、算出の期、又は、  
算式によつて算出する金額を  
う。ただし、算出の期、又は、  
日に支拂うべき金額に、  
同日に支拂うべき金額の  
各発行の額を乗じた金額を  
得る。

（別表のとおり）  
額、金額、  
七、八、九、  
協会の発行  
の表、金額、  
参考の利回  
り、平成二  
十年





（（利 第四付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十国 十年庫 四））債 回券	（（利 第三付 四十国 十年庫 二））債 回券	（（利 第三付 四十国 十年庫 一））債 回券
一 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %
日年平 三成 月六 二十 十五	日年平 九成 月五 二十 十六	日年平 三成 月五 二十 十六	十年平 日十成 二五 月十 二五
十 億 円	二 十 五 億 円	二 十 億 円	七 十 八 億 円